

(6) 一時保護機能の強化に向けた取組み

1. 策定要領

令和4年改正児童福祉法を踏まえて国において策定する一時保護施設の設備及び運営に関する基準及び「一時保護ガイドライン」を踏まえ、各都道府県は、一時保護改革に向けた計画を策定すること。

○計画策定にあたっての主な留意事項

令和4年改正児童福祉法に基づき国において策定する一時保護施設の設備及び運営に関する基準及び「一時保護ガイドライン」を踏まえた既存の一時保護施設の見直し項目及び見直し時期、一時保護施設の必要定員数、一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等における確保数及び一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時期等を計画に記載すること。

(必要的記載事項抜粋)

計画策定項目に直接関係するものはなし。

※資源の必要量等

- ・一時保護施設の定員数
- ・一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数
- ・一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数
- ・第三者評価を実施している一時保護施設数

2. 府の現状と整備・取組方針

(府の現状・主な取組み)

○一時保護施設(一時保護所)は3施設。入所定員数の合計は136人。

各施設の定員数内訳

- ① 中央子ども家庭センター保護第一課：定員50人
(学齢男児20人、学齢女児21人、幼児9人)
- ② 中央子ども家庭センター保護第二課：定員36人
(学齢男児17人、学齢女児19人)
- ③ 貝塚子ども家庭センター保護課：定員50名
(学齢男児25人、学齢女児25人)

○一時保護専用施設数 3施設（定員合計：男児6人、女児6人、幼児6人）
委託一時保護については、必要が生じた時点で委託が可能な里親・ファミリーホーム、児童養護施設（府管25施設）、乳児院（府管4施設）に依頼

○一時保護所職員に対する研修

- ・スキルアップ研修、ペアレントトレーニング研修等（所内研修）
：受講者数延べ77人（R5年度9回実施）
- ・一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員研修：受講者数延べ2人

○一時保護所における第三者評価の実施

一時保護所それぞれ3年に1回実施

R2年度：中央子ども家庭センター保護第一課

R3年度：中央子ども家庭センター保護第二課

R5年度：中央子ども家庭センター保護第一課

○一時保護所における運営面の検討・対応状況

- ・児童の所持品等の持ち込みについて
個別棟において私物持ち込みを開始。
- ・児童の学習保障
在籍校と連携しタブレットの活用等、児童の状況に応じた学習機会の提供を検討。
- ・児童の通学支援
通学可能な児童については、通学環境の整備等を含め、在籍校の協力を得ながら支援を検討。
- ・児童の外出、通信、面会等について
それぞれの子どもの一時保護理由や子どもの状態を総合的に勘案しながら、外出や手紙等による通信、面会を実施。必要に応じて、ICT機器を活用した面会等が実施できる体制を確保。

（整備方針・取組方針（案））

☞一時保護所の定員

一時保護件数は高止まりしており、依然として一時保護委託の割合も高いが、府内中核市の児童相談所設置の動向も注視しながら、現在の定員を維持する方針。

☞一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保

一時保護専用施設については、国基準の職員配置が低い実情があることを踏まえ、夜間配置職員加配にかかる経費補助を実施している。課題解消に向けて、国基準の拡充に

かかる国家要望を実施しつつ、引き続き整備を検討する。

☞一時保護所職員に対する研修

一時保護施設職員に対して、主に2, 3年目職員を対象にしたスキルアップ研修や、ペアレントトレーニング研修などの所内研修を引き続き実施していく。また、新基準において、2年に1回以上の受講が義務付けられている一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員研修についても、引き続き受講していく。

☞一時保護所における第三者評価

各一時保護所において、第三者評価を3年に1回受審する。

R6年度：中央子ども家庭センター保護第二課

R7年度：貝塚子ども家庭センター保護課（予定）

R8年度：中央子ども家庭センター保護第一課（予定）

R9年度：中央子ども家庭センター保護第二課（予定）

R10年度：貝塚子ども家庭センター保護課（予定）

☞一時保護施設の設備及び運営に関する基準への対応

- ・経過措置が設けられている居室面積等の設備について、新基準に適合するように順次改修等を検討。
- ・所持品等の持ち込み等について、引き続き課題整理や今後の対応にかかる検討を進めていく。

3. 進捗の自己点検及び評価の方法

・評価指標の補足

(評価のための指標例)

資源の必要量項目と同様。体制整備を経たうえで、以下の項目も実施

- ・一時保護施設の平均入所日数
- ・一時保護施設の平均入所率